

# 大臣認定の資格により資格者証の交付申請をされる方へ

一般財団法人建設業技術者センター

## 【重要なお知らせ】

### 大臣認定の制度改正に伴う資格者証の交付申請への影響について

5年毎の監理技術者講習（以下、「講習」という。）の受講と大臣認定の更新申請が義務付けられていた大臣認定の資格は、令和5年7月の制度改正により講習については「有効期限前1年以内の受講」から「有効期限までに受講」へ変更され、大臣認定の更新申請については廃止となりました。この改正により、大臣認定の有効期限は有効期限内の講習の受講をもって講習の有効期限まで延長されることになりました。

そのため、資格者証の交付申請での大臣認定の有効性については「直近の大臣認定書又は資格者証」と「講習の修了履歴ラベル（受講証明書）」で確認することになりました。資格者証の交付申請を行う際は、次の【大臣認定書の有効性を確認する書類について】の要領で有効性があることを確認してください。

なお、交付される資格者証の有効期限については、講習の有効期限と異なる場合があります。以下の【申請区別の有効期限について】をご確認ください。

複数の大臣認定を保有している方については、以下の＜複数の大臣認定をお持ちの方へ＞をご確認ください。

#### ●大臣認定の制度改正について

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00029.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00029.html)

### 【大臣認定の有効性を確認する書類について】

大臣認定が有効であることを確認する書類が変わりました。該当する申請区分に従って確認し申請してください。

なお、申請後の審査過程で、確認書類の写しの提出を求める場合があります。

申請区分	確認書類	直近の大臣認定書	使用中の資格者証	講習の修了履歴ラベル（資格者証の裏面の講習履歴）又は受講証明書
新規申請		○※1	—	○※2
追加申請（大臣認定の追加）		○※1	○	○※2
更新申請		—	○	○※3
書換・再発行申請		—	○	○※4

※1：以下の何れかの有効期限であること。

**令和7年3月25日・令和7年4月30日・令和8年4月25日・令和8年5月30日・令和9年4月25日**

※2：直近の大臣認定書の有効期限以降も有効性が継続していることを証明する場合に必要。

令和5年7月1日から直近の大臣認定書の有効期限までに受講し、以降も講習の有効期間が途切れることなく受講し現在も講習が有効であること。

※3：令和5年7月1日以降の講習を受講しその講習の有効期限が資格者証の有効期限より先であること。

※4：令和5年7月1日以降の講習を受講しその講習の有効期限が資格者証の有効期限より先になる場合に必要。

証明書類が揃わない場合は、当センター本部までお問い合わせください。

### 【申請区別の有効期限について】

申請区分	資格者証の有効期限の算出方法
新規申請	「交付日から5年間」と「講習の有効期限」の短い方
追加申請（大臣認定の追加）	「交付日から5年間」と「講習の有効期限」の短い方
更新申請	「資格者証の有効期限の5年後」と「講習の有効期限」の短い方
書換・再発行申請	「交付日から5年間」と「講習の有効期限」の短い方

講習は受講日から5年後の12月31日まで有効であるため有効期間は5年以上あります。資格者証の有効期間は制度上5年を超えることができないため、資格者証の交付時に講習の有効期限が5年より多く残っている場合は、資格者証の有効期限は講習の有効期限と異なる日付になります。

## ＜複数の大臣認定をお持ちの方へ＞

本改正により、講習の受講時点で有効な大臣認定はすべてその講習の有効期限に集約されます。そのため、お持ちの大臣認定でそれぞれの有効期限の年が異なっている方は、大臣認定毎に行っていた講習の受講と大臣認定の更新申請の手続きが、5年に一回の講習の受講のみになります。

**例：令和7年3月25日（土木）と令和8年5月30日（建築）を保有している場合**

### 改正後

保有する大臣認定の有効期限	令和6年中に受講した場合	令和7年1月1日から同年3月25日までに受講した場合
令和7年3月25日（土木）	令和11年12月31日（土木）	令和12年12月31日（土木）
令和8年5月30日（建築）	令和11年12月31日（建築）	令和12年12月31日（建築）

土木の有効期限までに講習を受講することにより、翌年の有効期限であった建築も含めて講習の有効期限まで延長されます。

（参考：改正前）

保有する大臣認定の有効期限	土木について有効期限前1年以内に受講し大臣認定の更新申請をする	建築について有効期限前1年以内に受講し大臣認定の更新申請をする
令和7年3月25日（土木）	令和12年3月25日（土木）	令和12年3月25日（土木）
令和8年5月30日（建築）	令和8年5月30日（建築）	令和13年5月30日（建築）

まず土木の有効期限を延長するための受講と更新申請を行った後、建築の有効期限を延長するため翌年に再度、受講と大臣認定の更新申請を行う。

証明書類がない場合や有効期限までに受講できなかった場合等、ご不明点は本部までお問い合わせください。

問い合わせ先  
一般財団法人建設業技術者センター  
本部 電話03-3514-4711